（文教施設研究センターの所掌事務）

第五十条　文教施設研究センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一　文教施設の整備に関する施策に係る基礎的な事項の調査及び研究を行うこと（教育データサイエンスセンター及び研究支援課の所掌に属するものを除く。）。

二　［略］

三　国内の教育関係機関及び教育関係者に対し、文教施設の整備に関する援助及び助言を行うこと（教育データサイエンスセンターの所掌に属するものを除く。）。

第五十一条　［略］

（総括研究官の総数）

第五十二条　第十三条第一項、第十五条第一項、第十七条第一項、第十九条第一項、第二十一条第一項、第二十三条第一項、第二十九条第一項、第三十三条第一項、第四十三条第一項、第四十五条第一項及び第五十一条第一項に規定する総括研究官の総数は、三十五人とする。

（センター長）

第五十三条　教育データサイエンスセンター、教育課程研究センター、生徒指導・進路指導研究センター、幼児教育研究センター、社会教育実践研究センター及び文教施設研究センターに、センター長を置く。

2　［略］

（客員研究員）

第五十四条　国立教育政策研究所に、客員研究員を置くことができる。

2　客員研究員は、命を受けて、研究企画開発部、教育政策・評価研究部、生涯学習政策研究部、初等中等教育研究部、高等教育研究部、国際研究・協力部、教育データサイエンスセンター、教育課程研究センター、生徒指導・進路指導研究センター、幼児教育研究センター、社会教育実践研究センター及び文教施設研究センターの行う調査及び研究に参画する。

3　［略］

附　則

この省令は、令和三年十月一日から施行する。

○厚生労働省令第百六十六号

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和三年法律第五十八号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年九月三十日

厚生労働大臣　田村　憲久

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成三年労働省令第二十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章　（略）	第一章　（略）
第二章　育児休業（第五条―第二十二条の二）	第二章　育児休業（第五条―第二十二条）
第三章～第十一章　（略）	第三章～第十一章　（略）
附則	附則

（文教施設研究センターの所掌事務）

第四十八条　文教施設研究センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一　文教施設の整備に関する施策に係る基礎的な事項の調査及び研究を行うこと（研究支援課の所掌に属するものを除く。）。

二　［同上］

三　国内の教育関係機関及び教育関係者に対し、文教施設の整備に関する援助及び助言を行うこと。

第四十九条　［同上］

（総括研究官の総数）

第五十条　第十三条第一項、第十五条第一項、第十七条第一項、第十九条第一項、第二十一条第一項、第二十三条第一項、第二十九条第一項、第四十一条第一項、第四十三条第一項及び第四十九条第一項に規定する総括研究官の総数は、三十五人とする。

（センター長）

第五十一条　教育課程研究センター、生徒指導・進路指導研究センター、幼児教育研究センター、社会教育実践研究センター及び文教施設研究センターに、センター長を置く。

2　［同上］

（客員研究員）

第五十二条　国立教育政策研究所に、客員研究員を置くことができる。

2　客員研究員は、命を受けて、研究企画開発部、教育政策・評価研究部、生涯学習政策研究部、初等中等教育研究部、高等教育研究部、国際研究・協力部、教育課程研究センター、生徒指導・進路指導研究センター、幼児教育研究センター、社会教育実践研究センター及び文教施設研究センターの行う調査及び研究に参画する。

3　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。